

寒川町広報に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(広報活動)</p> <p>第2条 この規則において「広報活動」とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 町政について町民の理解と協力を得るための周知 _____ (以下「広報事項」という。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(広報活動の方法)</p> <p>第3条 前条に規定する広報活動は、次の各号に掲げる事項を総合的に活用して行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>テレホンサービスによる広報</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(広報活動)</p> <p>第2条 この規則において「広報活動」とは、次の各号に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 町政について町民の理解と協力を得るための周知<u>及びシティプロモーションに資するための周知</u>(以下「広報事項」という。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(広報活動の方法)</p> <p>第3条 前条に規定する広報活動は、次の各号に掲げる事項を総合的に活用して行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ホームページ及びソーシャルメディアの運用</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(広報紙掲載原稿の提出期限)</p> <p>第11条 広報紙掲載原稿は、<u>発行日が1日のものについては前々月の25日まで、15日のものについてはその1箇月前までに、</u>広報紙掲載・広報活動依頼書(別記様式)により責任者の決裁を経て、広報主管課長に提出しなければならない。<u>ただし、</u>広報主管課長は、休日等の都合により提出期限を変更することができる。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(広報紙掲載原稿の提出期限)</p> <p>第11条 広報紙掲載原稿は、<u>広報主管課長が別に定める期日</u> _____ までに、広報紙掲載・広報活動依頼書(別記様式)により責任者の決裁を経て、広報主管課長に提出しなければならない。 _____</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(広報車の運用)</p> <p>第16条 <u>広報車の運用については、あらかじめ定められた計画に従い行うものとする。ただし、緊急又はやむを得ないものと</u>広報主管課長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>広報主管課長は、</u>広報車を運用する場合には、<u>主管課等の長に対して</u>職員の乗務を依頼することができる。この場合、乗</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(削る)</p>

務する職員は、広報主管課長の指示に従わなければならない。

- 3 広報主管課長は、広報以外の目的のため広報車の利用について申込みがあつたときは、広報活動に支障がない場合に限り許可することができる。

第17条・第18条 (略)

別記様式(第11条関係)

広報紙掲載・広報活動依頼書

依頼日 年 月 日

(略)

<input type="checkbox"/> 広報さむかわ	月 日号	<input type="checkbox"/> CATV	月 日～ 月 日
<input type="checkbox"/> 記者発表	月 日	<input type="checkbox"/> FM	月 日～ 月 日
<input type="checkbox"/> その他			

(略)

～略～

第16条・第17条 (略)

別記様式(第11条関係)

広報紙掲載・広報活動依頼書

依頼日 年 月 日

(略)

<input type="checkbox"/> 広報さむかわ	月 日号	<input type="checkbox"/> CATV	月 日～ 月 日
<input type="checkbox"/> 記者への 情報提供(リ ース)	月 日	<input type="checkbox"/> FM	月 日～ 月 日
<input type="checkbox"/> 記者会見	月 日		
<input type="checkbox"/> 記者発表 (レクチャー)	月 日		

(略)

～略～

附 則

この規則は、公布の日から施行する。